


報告第18号

専決処分の報告について（第11号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月25日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

受傷事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決処分書

受傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年10月31日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事故発生日時 令和4年5月3日 午前11時40分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市市野深600番地
つくばみらい市立伊奈中学校
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 当該生徒が伊奈中学校敷地内を歩行していたところ、側溝の蓋が破損しており、右足を受傷した。
- 5 損害賠償額 52,890円
- 6 市の過失割合 100%